米・英のファンドに対する規制

	米 国 (注1)		英	国	
分 類	投資会社	投資会社でないもの	集団投資	スキーム	
ファンドの区分	主たる事業が証券投資であるか、資産の40%を超える投資証券を保有・所有するファンド(投資会社法3条(a))		義に「集団的投資スキーム」に いも ついの包括定義を高に対 ついかのうち、さら 資リスクの分散要件、資 値に基づく償還可能性要 件等を満たすもの(認可対 象ユニット・ラスト、型 教オープンエンド型投 資会社)(金融サービス市場 法236、237条)	「集団投資スキーム」	
ファンドの届出等	登録(投資会社法7条、8条)	なし(注3)	認可(金融サービス市場法 242条等)	なし	
勧誘先の制限	制限なし		制限なし	原則勧誘禁止(プロ投資 家、富裕個人等(注5)に 限り、財務省令(Order) で禁止を解除)(金融サー ビス市場法238条)	
	登録証券業者、登録投資会社(直販)(証券取引所法15条(a))			認可業者(金融サービス市場法21条)	
運用者の資格要件	登録投資顧問業者(投資顧問当該ファンドが証券投資を行っている場合 業法203(b)(3)) は、登録投資顧問業者(左記参照)(注4)			認可業者(金融サービス市場法19条、22条、付属規程 2)	
その他の規制	証券詐欺防止条項(証券取引所法10条(b))等		誤解を招く表示等の禁止(条)	誤解を招く表示等の禁止(金融サービス市場法第397 条)	

- (注1) 商品取引所法上の規制については省略。
- (注2) 適格購入者 (qualified purchasers)とは、500万ドル以上の投資物件を保有する個人(2人以上の血縁関係者が保有する団体も同様)、自己又は他の 適格購入者のために裁量的に行為をする2500万ドル以上の投資物件を保有する者、等(投資会社法2条51項)。
- (注3) 公募等を行う場合における証券法上の登録届出義務(証券法5条)はかかる。
- (注4) ただし、顧客の人数が15名以下であれば登録の必要なし
- (注5) 例えば、認可業者、年収10万ポンドあるいは純資産25万ポンド以上を有する個人、等(集団的投資スキームの勧誘・適用除外に関する省令)。